

# 広島市PTA協議会 見舞金給付事業規程

(目的)

第1条 この規程は、広島市PTA協議会会則第20条に基づき、会員及び児童・生徒PTA活動に伴う不慮の事故（以下「災害」という）に対して、見舞金の給付措置を行うために必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象となる活動及び範囲)

第2条 給付の対象となる活動及び範囲は次のとおりとする。

- (1) 単位PTA、区PTA連合会、広島市PTA協議会、指定都市PTA情報交換会、中国ブロックPTA協議会、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「PTA」という）が行う事業活動で、あらかじめ計画されているもの。
- (2) 他の機関が主催する諸会合及び諸行事で、参加要請に基づきPTAを代表して参加するもの。但し、単位PTA会長の承認を得ていること。
- (3) 学校主催行事で、PTA活動にかかわりがあるもの。
- (4) 前各号に掲げる事業活動に参加、もしくは帰宅するための、通常の往復路における災害。

(受給者)

第3条 受給者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会則第2条によって、定める会員
- (2) 会員の児童及び生徒で、会員の所属する学校に在籍の者
- (3) 前条に掲げる事業活動が起因して災害を受けた第三者

(給付の種類)

第4条 給付の種類及び給付は、次の各号に掲げる金額とする。ただし、広島市PTA協議会見舞金規程よりの総給付額は一人10万円を限度とする。

- (1) 負傷・疾病見舞金は、別表1に定める災害の程度に応じて給付する。
- (2) 特別見舞金  
第3条第1項第3号に掲げる者が、災害の日より180日以内にその災害が原因で死亡した場合は、10万円を上限として給付する。
- (3) 損害見舞金  
ア PTA活動が起因する物損事故（交通事故を除く）に対し、損害見舞金を給付する。  
イ 見舞金は、損害額が1万円を超えるものに対し、損害額より1万円を減じた額を給付する。但し、5万円を限度とする。

(見舞金の支払請求)

第5条 災害が発生したときは、当該者は単位PTA会長に報告し、単位PTA会長は第4条に係わる見舞金について、災害発生日より起算して95日以内に請求するものとする。

2 前項の提出期間を経過した場合も、事故発生日から起算して、180日以内に請求したものに限り3,000円を上限に給付できるものとする。

- (1) 負傷・疾病見舞金

- ア 見舞金給付報告書
- イ 医療機関及び柔道整復師（健康保険適用）等の発行する領収証の写し（実通院日数が10日未満の場合）、ただし事情により領収証の写しを用意できない場合、申請者と面談をするなど、通院の事実が確認できればこの限りではない。
- ウ 医師及び柔道整復師（健康保険適用）等の証明書（実通院日数が10日以上・入院1日以上の場合）
- エ P T A事業活動計画書
- オ その他必要な書類（本人の関わりが証明できる書類等）

(2) 特別見舞金

- ア 特別見舞金報告書
- イ 死亡報告書
- ウ 死亡診断書または死体検案書
- エ その他必要な書類

(3) 損害見舞金

- ア 見舞金給付報告書
- イ 領収書の写し
- ウ その他必要な書類

- 3 前項のP T A事業活動計画書については、単位P T Aが主催するもの以外は、当該P T Aへの案内通知書類等の写しをもって代えることができる。

(審査)

第 6 条 給付金の支払いに関する審査は本会三役会で行うものとする。

- 2 審査の結果、給付できない理由がある場合は、本会会長が、単位P T A会長を通じて受給対象者にその旨を通知するものとする。
- 3 審査は支払い請求があったのち、必要に応じて行うものとする。

(給付金の支払)

第 7 条 給付金の支払方法は、次のとおりとする。

- (1) 本会は、支払請求書の提出に伴い、三役会の決定を受けて、遅滞なく単位P T A会長を通じて、受給者に対して見舞金を給付する。

(給付適用除外)

第 8 条 次の場合は、給付適用除外とする。

- (1) 自殺行為・飲酒・けんか・薬物使用などによるもの。
- (2) 故意、又は重大な過失によるもの。
- (3) 第2条第1項第4号で、通常の往復路を逸脱する私用の寄り道をした場合。
- (4) 風水害・地震・津波等の災害（天災）が起因する事故の場合。  
但し、P T Aの組織活動として、救助作業等従事中の事故を除く。
- (5) 「むちうち症」または「腰痛」等で他覚症状のないもの。
- (6) 給付対象とされたもの。

- 2 前項の場合、本会会長は、単位P T A会長を通じて受給対象者にその旨を通知するものとする。

(返還の請求)

第 9 条 本会は、見舞金の給付後に、前条各号のいずれかに該当する事実、又は虚偽の事実が判明した場合は、単位P T A会長を通じて受給者に対し見舞金の返還を請求するものとする。

- 2 単位P T A会長は、前項の返還請求に対して協力しなければならない。

(見舞金給付金)

第10条 本事業の見舞金および民間保険会社委託保険料は見舞金特別会計より給付する。

(安全研修等)

第11条 見舞金給付事業規程を円滑に推進するため説明会を必要に応じて行う。

2 上記のほか、PTA活動の安全の普及及び充実に関する研修を積極的に行うものとする。

(事務処理)

第12条 見舞金給付事業規程に係わる事務処理は市P協事務局において行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、見舞金給付事業規程の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、安全互助会事業を廃止し、見舞金規程として、平成20年4月1日から施行する。

2 平成21年4月21日一部改正(免責の改正)、4月1日より施行。

3 平成25年2月26日民間保険会社委託一部改正、4月1日から施行。

4 平成25年4月23日第2条、別表1、一部改正、同日から施行。

5 平成28年10月26日一部改正、同日施行する。

6 平成29年6月22日一部改正、同日施行する。

7 令和4年2月25日一部改正、同日施行する。(第10条2項削除、同条3項繰り上げ、第11条(2)削除、第12条1項)

8 令和6年4月24日一部改正、同日施行する。(第2条2項削除、第4条(1)、第5条1項・2項追加・(1)イ・2項繰り下げ・6条1項・2項・3項・4項5項削除、第7条(1)、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条削除、別表2繰り上げ)

### 【民間保険会社委託】

#### (1) 死亡保険金

当協議会等が主催または共催する行事参加中またはその行事に参加するための自宅と、行事会場との通常の往復途上において、P T A会員、児童、生徒等が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険会社の約款に基づいて40万円が支払われます。

#### (2) 後遺障害保険金

当協議会等が主催または共催する行事参加中またはその行事に参加するための自宅と、行事会場との通常の往復途上において、P T A会員、児童、生徒等が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺症障害が残った場合は、保険会社の約款に基づいて40万円が支払われます。

\*当協議会等とは、単位P T A、区P T A連合会、広島市P T A協議会となります。

届出 (1)、(2)に係わる保険金については、死亡日及び後遺症障害の診断後10日以内に、広島市P T A協議会事務局へ報告する。

2 広島市P T A協議会事務局において、火災新種保険事故受付票に記入し保険会社へ提出する。

#### 保険金の支払請求

被災者本人または法定相続人が保険会社の約款に基づいて請求する。

#### (1) 死亡保険金

保険会社が死亡事故受付後に必要書類を送付する。

#### (2) 後遺症障害保険金

保険会社が後遺症障害を受付後に必要書類を送付する。

別表1

給付の種類及び給付の基準は次のとおりとする。

(1) 負傷・疾病見舞金

ア 入院の場合

災害により医師の指示に基づき1日以上入院したときは、その入院日数1日につき、2,000円を給付する。但し、災害の日より49日を限度とする。

イ 通院の場合

災害の日より治癒までに1日以上を要したとき、災害の日から65日までのうち実通院日数にたいして、1日につき1,500円を給付する。

(2) 医師等の証明書発行経費

実通院日数が10日以上の場合、2,000円を給付する。

(3) 給付金額の上限

(1)及び(2)の給付金額の上限は、一人1事故について10万円とする。

## 見舞金申請手続き 提出書類の確認書

下記の  に  をして,  された書類のご郵送をお願い致します。

令和 年 月 日

広島市立 学校PTA

- 1. 「広島市 PTA 協議会 見舞金給付(負傷疾病・損害)報告書  
(様式1 P7 参照コピー可)
- 2. 「PTA 事業活動計画書」または「PTA 会長名で発信されている事業のご案内文」
- 3. バレーボール・ソフトボール, 同好会等は メンバー票記載の書類
- 4.
  - 実通院日数が 10 日未満の場合  
医療機関及び柔道整復師(健康保険適用)等の発行する領収書の写し
  - 実通院日数が 10 日以上・入院 1 日以上の場合  
医師及び柔道整復師(健康保険適用)等の証明書(様式 2 P8 参照コピー可)
- 5. 見舞金申請手続き 提出書類の確認書(本書)

広島市PTA協議会 見舞金給付(負傷疾病・損害)報告書

取扱注意

(どちらかに○印してください)

		市P協受付日	受付番号	
令和 年 月 日				
広島市PTA協議会 会長 様		申請者 広島市立 学校PTA		
		会長 名		印
担当者名		連絡先		
災害者	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 第3者			
	住所		TEL	
	氏名		年齢	歳
災害内容	事業活動名			
	<input type="checkbox"/> 単位PTA主催 <input type="checkbox"/> 区P連主催 <input type="checkbox"/> 市P協主催 <input type="checkbox"/> その他( )			
	災害発生日時	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分
	災害場所			
	内容(できるだけ詳細に)			
	負傷疾病見舞金			
	負傷・疾病名			
	入院期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	実入院日数	日
	通院期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	実通院日数	日
	損害見舞金			
損害物				
見舞金審査会にて、上記の審査決定後に下記口座にお振り込みをします。(単位PTA口座に限る)				
見舞金振込先 PTA口座	銀行・金庫・組合		支店	
	普通 口座番号	口座名義		
	ゆうちょ銀行 記号	番号		正確に記入。 振込先はPTA口座に限る。
	口座名義			
※上記災害について見舞金給付並びに、受領はPTA会長 様に委任します。				
住所				
災害者氏名 印				

※会長または見舞金担当者が記入のこと。該当する□に✓を記入。

災害者が児童生徒の場合は、保護者が記入のこと  
本書は見舞金審査会のみ使用致します。それ以外には一切使用致しません。  
個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じております。

## 証 明 書

取扱注意

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭・平 年 月 日

傷病名 \_\_\_\_\_

治療期間（被害発生日から65日までの期間についてご記入ください。）

① 初診日 令和 年 月 日 被害発生日 令和 年 月 日

② 通院治療

自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

実通院日数 \_\_\_\_\_日間 治療・継続・中止（該当するものに○印）

③ 入院治療

自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

入院治療日数 \_\_\_\_\_日間 治療・退院後通院・入院継続（該当するものに○印）

◎ 通院の場合は必ず通院日に○印をつけてください。（通院日数が10日以上の場合提出）

◎ 入院の場合は必ず入院日に△印をつけてください。（入院の場合必ず提出）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

上記のとおり証明いたします

令和 年 月 日

所 在 地 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

病 院 等 名 \_\_\_\_\_

医 師 等 氏 名 \_\_\_\_\_

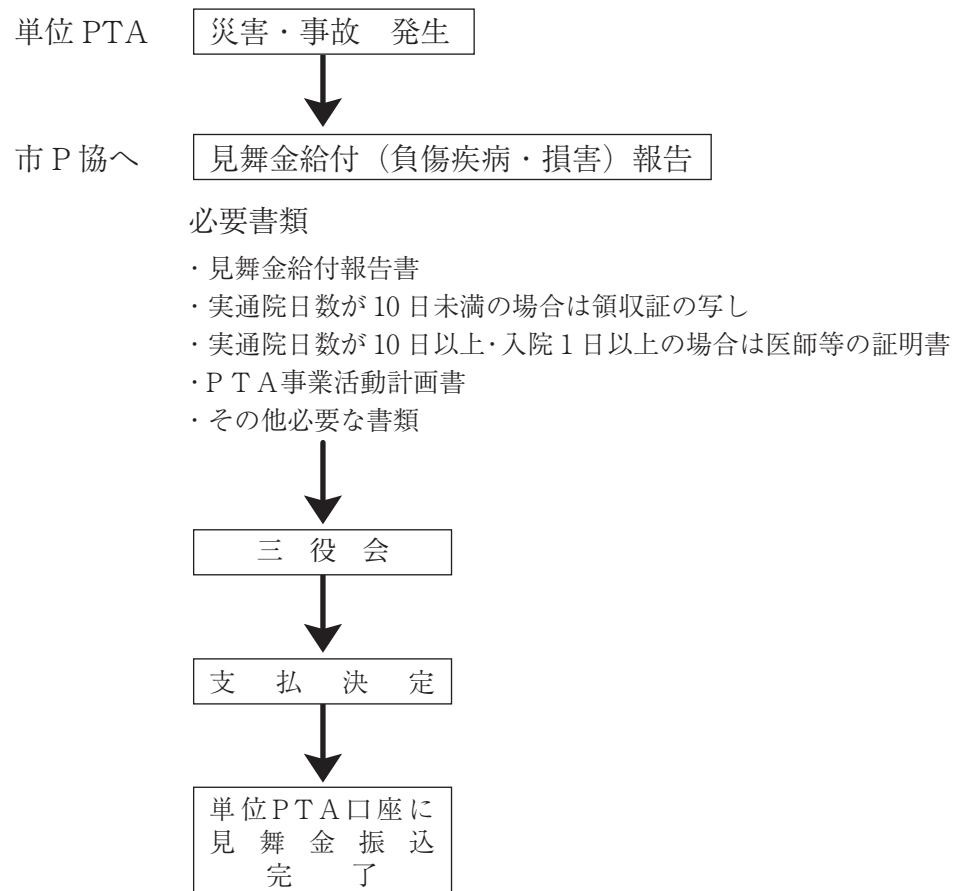
印

- 証明書は「実通院日数10日以上・入院1日以上」の場合必要です。
- 証明書は災害報告書に添付して出してください。
- 証明書発行の経費は一律2,000円を広島市PTA協議会が負担します。

本書は見舞金審査会のみ使用致します。それ以外には一切使用致しません。  
個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じております。



## 手 続 き の 流 れ



### ●見舞金の支払請求注意点 (第 5 条抜粋)

第 5 条 災害が発生したときは、当該者は単位 P T A 会長に報告し、単位 P T A 会長は第 4 条に係わる見舞金について、災害発生日より起算して 95 日以内に請求するものとする。

2 前項の提出期間を経過した場合も、事故発生日から起算して、180 日以内に請求したものに限り 3,000 円を上限に給付できるものとする。